

## 京都府心身障害者扶養共済制度特別弔慰金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府心身障害者扶養共済制度特別弔慰金支給規程（昭和46年9月14日京都府告示第495号。以下「規程」という。）の施行に必要な事項を定めるものとする。

(支給決定の通知)

第2条 規程第5条に規定する特別弔慰金支給決定通知は、別記様式によるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式

特別弔慰金支給決定通知書

年 月 日

殿

京都府知事

印

京都府心身障害者扶養共済制度特別弔慰金について次のとおり支払を決定しましたから通知します。

	加入番号	
加入者の氏名		
心身障害者の氏名		
特別弔慰金の額	金	円